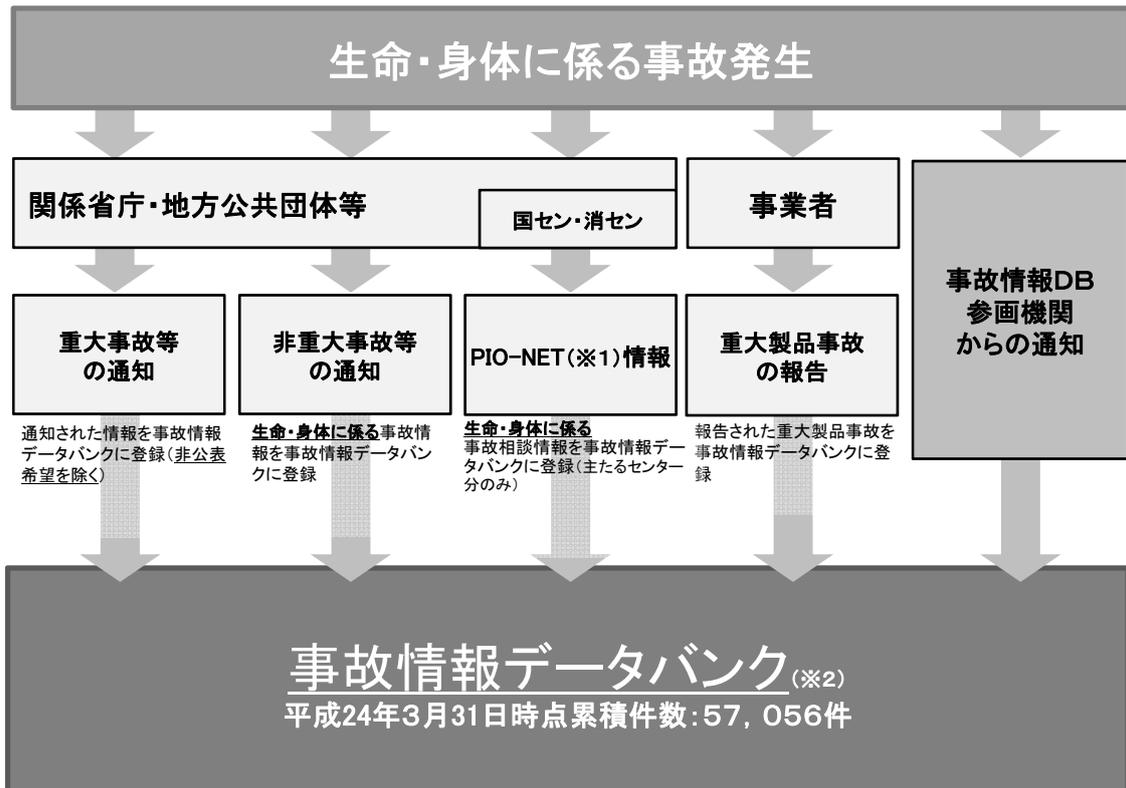


消費者庁による消費者事故等に関する情報の集約について

事故情報データベースに収集された情報



※1 PIO-NETは、全国消費生活情報ネットワーク・システムの略で、消費者の被害に迅速に対処するため、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体が、オンライン処理の方法により、消費生活に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであって独立行政法人国民生活センターが管理運営するもの。

※2 事故情報データベースの参画機関は、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国民生活センター、消費生活センター、日本司法支援センター、製品評価技術基盤機構、日本スポーツ振興センター、国土交通省。(平成24年3月31日現在)

出所: 消費者庁「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告(平成24年6月)」の掲載内容をもとに食品安全委員会事務局において作成。

(参考1)

PIO-NETに掲載されている情報(大分類が「食料品」の危害・危険に関するもの(2011年度受付分))の具体例

商品・役務名	件名
コエンザイムQ10等 いろいろな健康食品	10年前から健康食品をいろいろ飲んでいるが近頃顔が浮腫み頭髪の抜け毛がひどくなってきた。何が原因だろうか。
健康食品	サンプルの健康食品を飲むと胃が痛んだので苦情を言うと人によって合う合わないがあるので飲まないよう言われたが納得できない。
セサミン入健康食品	テレビを見てゴマ成分の入った健康食品の無料サンプルを取り寄せて飲んでみたが下痢となった。大丈夫か。
健康食品	テレビ通販でダイエットに効果がある健康食品を購入し2週間飲んだ。先月突然耳下腺が腫れた。医師は健康食品を疑った。対応は
健康食品	ラジオショッピングで胸が大きくなる健康食品を注文し代引きで購入し、飲んだら気分が悪くなり吐いた。成分を調査してほしい
健康食品	折込広告を見てアミノ酸とオルニチン入り健康食品を購入。半月間飲んだが便秘したり胃が荒れてきた。健康食品を飲んだからと思う
健康食品	長年、通っている美容室で勧められて購入した健康食品をのむと下痢をするので、体に悪い成分が入っていないか調べてもらいたい。
健康食品	孫に授乳中の娘がメシマコブを食べている。孫に湿疹・被れがあるが、健康食品が原因ではないか。成分の分析するところはないか。
健康食品	インターネットで放射能を除去する健康食品を購入し、1か月飲み続けていたら子供にじんましんが出た。原因を調べたい。
健康食品	貰ったガンに効くという高額な健康食品を利用したところ、かえって吐き気と白血球値が下がってしまった。不満
ドラジ健康食品	高齢の母が知人に勧められたドラジのサプリメントが恐らく原因で高カリウム血症と診断された。飲まれた摂取量が過量か知りたい
健康食品	電話勧誘販売で「ヒュウガトウキ」を原材料としたサプリメントを購入し飲んでいるが、販売店と製品の信用性について知りたい。
ラカンカの健康食品	エステでインストラクターをしている友人からエステで販売している補助食品を購入した。商品の成分を知りたい。
チャーガの健康ドリンク	癌に効くというチャーガが配合されている健康ドリンクを試飲したところ、お腹の調子が悪くなった。本当に癌に効くか知りたい。
健康食品	インターネット通販で健康食品を購入し摂取後、摂取をやめると精神的に不安定になる。中毒性のある成分が入っていないか心配だ。
健康食品	2カ月前、膝の悪い妻のためにTVで見た健康食品を購入したが、服用して痛みがひどくなった。健康食品を品質分析して貰えるか
健康茶	知人に勧められて健康茶を飲み始めたらアナフィラキシーショックを起こし入院している。商品に問題がないか調べてほしい。
健康飲料	3カ月前から娘が健康飲料を愛飲している。その直後から足が浮腫む為、病院でも検査したが問題ないとのこと。健康飲料が原因か。
スッポン健康食品	6、7年間スッポンの健康食品を飲んでた。収入が減ったので購入をやめて飲むのを止めた途端、動悸がひどくなった。
カルシウムのサプリメント	個人輸入したカルシウムのサプリメントに赤い色やゴミが付着している。体調を崩した原因ではないかと思うので検査してほしい。
サプリメント	知人に痩せるサプリメントがあると勧誘され、人を紹介すればマージンが入ると言われ契約したが、吐き気がするので解除したい。
DHAサプリメント	利用したことがない製造元のDHA入りサプリメント飲んだら胃の具合が悪くなった。内容成分を調べてほしい。
栄養液体サプリメント	友人から貰った栄養ドリンク剤を飲んだら肌が赤くなった。原産国は海外で容器に輸入業者の電話番号の記載が無いので調べてほしい
ハーブサプリメント	個人輸入で海外から取り寄せたハーブサプリを知人にあげたら、飲んだら動悸がすると怒られた。安全性について知りたい。
サプリメント	ラクトフェリン成分のサプリメントを3か月前より服用。2カ月前ほど前より生理不順になった。原因がサプリメントにあるのでは
核酸	親戚がマルチ商法の核酸の健康食品を勧める。病気を治す効果があると言うがあやしい。飲んだら耳の下のリンパが痛い。
ビタミンE含有加工食品	製薬会社が発売したビタミンEとポリフェノールの健康食品を約1か月飲んで、下り物が増え、子宮内膜が厚くなったと診断された。

プラセンタ	知人に勧められマルチ商法の健康食品を飲み始め半年たったら、目がかんづろろしたり体がかゆくならないようになってしまった。
グルコサミン	グルコサミンの健康食品を飲み始めてから肝機能の検査数値が悪くなったように思う。グルコサミンの副作用情報はあるか。
青汁	1週間前折込広告を見て青汁を申し込んだ。腐敗臭を我慢して2袋飲んだが全身の脱力感、倦怠感で起き上がれなくなった。調査希望
青汁	2週間程前にテレビ通販で青汁を購入した。飲むと両足に斑点が出て皮膚もひりひりする。放射線の影響ではないか。調べて欲しい。
プラセンタ錠剤	通販でプラセンタ購入。飲用開始後10日間位で高血圧症状で頭がふらふら。摂取中止で症状消滅。被害なくするため該当品の分析希望
クロレラ	10年前からクロレラを飲んでいる。量を減らすと、頭が横にぶれるような症状がでる。何か薬効成分が入っていないか心配。
鮫の肝油	鮫の肝油の健康食品を飲んだら、体調が悪くなったので止めた。その後、病院で処方された薬に体が拒否反応を示す。因果関係は。
高麗人参	先日亡くなった高齢の父親が飲んでいて高麗人参。体調が悪化し、亡くなったのではないかと思うので調べてほしい。
イチョウ葉エキス	1年前薬局でドイツ製のイチョウ葉エキスを購入した。飲むと頭がはっきりし、回転しすぎる。このまま飲み続けても大丈夫か。
青汁	青汁を飲んでから2週間後位から目がピクピクし始めた。青汁を止めたら、治ったみたいだ。中国産だが目と関係があるのか。
青汁	健康食品を飲用してじんましんが出た。食品内に原因成分があると思う。成分分析をして欲しい。
コラーゲン粉末	健康食品のコラーゲンには便秘になるという副作用があるのか。コラーゲンを食したら便秘になったが因果関係はあるか。
にんにく卵黄	2か月前五十肩の筋肉痛に悩まされた。通販でにんにく食品食べていたが、やめた途端に痛みがなくなった。健康食品が要因と思う。
無料飲料水	ディスカウントストアにある無料でアルカリイオン水を汲むサービス利用。水質に疑問があるので水質調査してほしい。
飲料水	最近、急に痩せた。2ヶ月間飲み続けたミネラルウォーターのせいではないか。カビ臭いようにも思う。成分を調べてほしい。
清涼飲料水	今年の5月に通信販売で飲料を3本セットを購入し飲んだが味はまじいし高いと思う。吐き気がしてもどした。何か今から言えるか。
飲料水	飲料水を定期購入しているが、開封した時に変なにおいがしたがそのまま飲用した所気分が悪くなった。問題ないか。
飲料水	テレビショッピングで購入した水を飲んだら顔や手がしびれた。原因が分からない。分析できないか。
コラーゲン入りの水	友人の紹介で通販で買った水を飲んだ後、お腹に激しい痛みがあり、下痢した。今月3回、同様のことがあった。水を調べてほしい。
天然水	コンビニで購入した天然水を飲んだら体調が悪くなった。保健所に通報したが相手にされなかった。センターで調べてほしい。
ペットボトルの水	ホームセンターで2L入りの水を買って、朝2日間続けて、サプリメントと一緒に飲むと下痢をした。この水を調べてほしい。
アルカリイオン水	4ヶ月前購入、ストックしていた水を一昨日開封。飲んだ娘が昨日嘔吐。昨日開封した水で米を炊こうと釜に入れると水黄変。
サーバー付き天然水	インターネットでサーバー付きの天然水の宅配サービスを申し込んだ。1週間前から飲んでいて、水が濁っている。心配だ。
ミネラルウォーター	4日前に購入したミネラルウォーターの3本を飲んだところ石油系の溶剤のような刺激臭があり途中で飲むのを止めた。原因究明希望
ミネラルウォーター	定期購入中のミネラルウォーターの味がすぐに変質する。業者はビニールパックが融けた為というが、容器として問題はないのか。
ミネラルウォーター	スーパーでミネラルウォーターを購入して飲んだが、飲んだ後に甲状腺が痛み出した。放射能に汚染されていると思うのでテスト希望
ウォーターサーバー	訪問販売でリース契約をしたサーバーの水を飲んで、生後3カ月の孫が下痢したのではないかと思う。赤ちゃんに飲ませてもよいのか
プーアール茶	ガンが小さくなると友人に勧められてプーアール茶を飲むようになったが、急に膀胱炎を発症し肝硬変になった。お茶が原因なのか。
ウーロン茶	スーパーでウーロン茶を購入し飲んだところ具合が悪くなって吐いた。家族も飲んでみたら酸っぱい味がすると言う。調べて欲しい。

お茶	糖尿病の血糖値が下がるとテレビ報道を見てスーパーで購入し10日位飲む。昨日飲んでから下痢嘔吐が止まらず。検査して欲しい。
ペットボトル	贈答品のペットボトルを飲用。味がおかしいのでよく見たら黒や青いカビが入っていた。健康被害がないか心配。どうしたらよいか。
大豆飲料	家族がドラッグストアで大豆飲料を試飲したところ、20分位経って目の上が異常に腫れあがり喉も腫れて締めつけられるようだった
大豆ドリンク	息子が大豆ドリンクを飲んだら動悸息切れがして顔が真っ赤になり約3時間後に回復した。医師はアレルギーでないと言うが不安だ。
モロヘイヤジュース	モロヘイヤ入りの野菜ジュースを飲んだら、手がしびれてシミが出来た。
ざくろジュース	友人の手土産のざくろジュースを飲むと翌朝下痢、吐き気、発熱、動悸が起きた。病院では食中毒とは診断されなかったが関係あるか
アロエジュース	先月末新聞にアロエの効用が書いてあり、湿疹に効くかと思い、葉の皮とトゲを取りジュースにして飲んでいる。副作用も心配。
ざくろジュース	スーパーマーケットで輸入柘榴ジュースを購入して少し飲んだところ吐き気がした。以前も飲んだことがあるが異常なかった。

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「消費者」とは、個人（商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。

2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者（個人にあつては、当該事業を行う場合におけるものに限る。）をいう。

3 この法律において「消費者安全の確保」とは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することをいう。

4 この法律において「消費安全性」とは、商品等（事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。）又は役務（事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。）の特性、それらの通常予見される使用（飲食を含む。）又は利用（以下「使用等」という。）の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であつて、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）

二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であつて、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であつて政令で定めるものが事業者により行われた事態

6 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの

二 前項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 次のイからニまでに掲げる者であって、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの

イ 行政機関の長 内閣総理大臣

ロ 都道府県知事 行政機関の長

ハ 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事

ニ 国民生活センターの長 行政機関の長

二 前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者（前号に該当する者を除く。）

三 前二号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者（前二号に該当する者を除く。）

4 第一項又は第二項の場合において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長が、これらの規定による通知に代えて、内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知をしたものとみなす。

消費者安全法施行令（平成21年法律第220号）（抄）

（消費者の生命又は身体について被害が発生した事故が消費者事故等に該当することとなる被害の程度）

第一条 消費者安全法（以下「法」という。）第二条第五項第一号の政令で定める被害の程度は、次の各号のいずれかに該当する被害の程度とする。

- 一 死亡
- 二 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が一日以上であるもの（当該治療のため通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。）
- 三 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒

（消費安全性を欠く商品等又は役務の使用等が行われた事態が消費者事故等に該当することとなる要件）

第二条 法第二条第五項第二号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該商品等又は当該役務が、法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定に基づき事業者が商品等又は役務をこれに適合するものとしなければならないこととされている消費者の生命又は身体の安全の確保のための商品等又は役務に関する基準に適合していなかったこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものを除く。）、施設又は工作物に、破損、故障、汚染若しくは変質その他の劣化又は過熱、異常音その他の異常が生じていたこと。
- 三 第一号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）が腐敗し、変敗し、不潔となり若しくは病原体により汚染されており、又は物品に有毒な若しくは有害な物質が含まれ若しくは付着し、異物が混入され若しくは添加され、若しくは異臭、その容器若しくは包装の破損その他の異常が生じていたこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、消費者に窒息その他その生命又は身体に対する著しい危険が生じたこと。

（消費者の生命又は身体について被害が発生した事故が重大事故等に該当することとなる要件）

第四条 法第二条第六項第一号の政令で定める要件は、消費者の生命又は身体について次の各号のいずれかに該当する程度の被害が発生したこととする。

- 一 死亡
- 二 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこ

れらが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）において内閣府令で定める程度の身体の障害が存するもの

三 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）

（定義）

第二条 この法律において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特別特定製品」とは、その製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる特定製品で政令で定めるものをいう。

4 この法律において「特定保守製品」とは、消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化（以下「経年劣化」という。）により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であつて、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なものとして政令で定めるものをいう。

5 この法律において「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該当するものであつて、消費生活用製品の欠陥によつて生じたものでないことが明らかな事故以外のもの（他の法律の規定によつて危害の発生及び拡大を防止することができるものと認められる事故として政令で定めるものを除く。）をいう。

一 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故

二 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であつて、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

6 この法律において「重大製品事故」とは、製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するものをいう。

消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）

（重大製品事故の要件）

第五条 法第二条第六項 の政令で定める要件は、次のいずれかとする。

- 一 一般消費者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生したこと。
 - イ 死亡
 - ロ 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治つたとき（その症状が固定したときを含む。）において内閣府令で定める身体の障害が存するもの
 - ハ 一酸化炭素による中毒
- 二 火災が発生したこと。